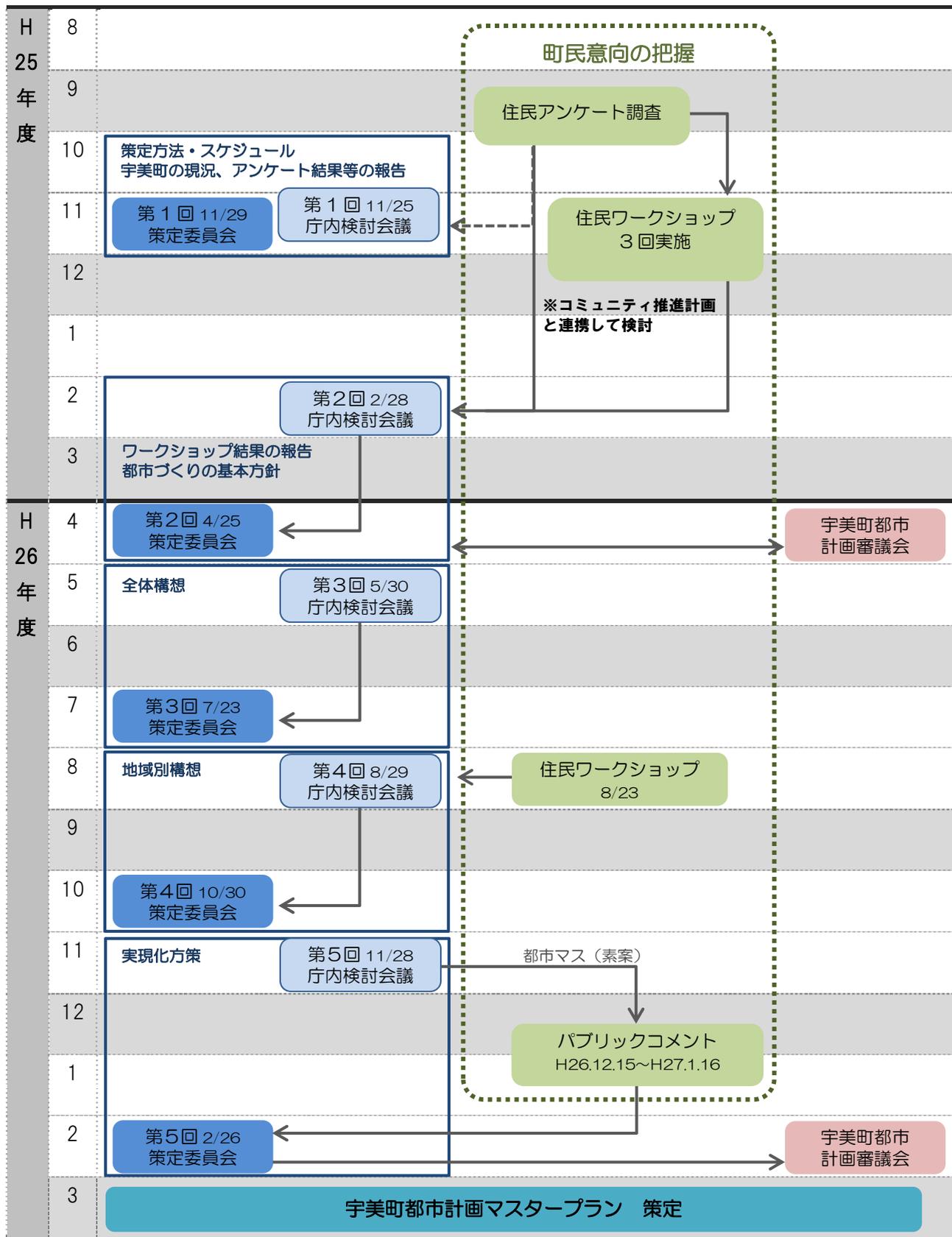


■ 参考資料
策定スケジュール



○宇美町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(平成 25 年 10 月 25 日告示第 59 号)

(目的及び設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき本町の都市計画に関する基本的な方針として、宇美町都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するに当たり、公正かつ専門的な意見を踏まえ、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、宇美町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、都市計画マスタープランの案を作成し、町長に報告する。

- (1) 全体構想に関すること。
- (2) 地域別構想に関すること。
- (3) 実現化方策に関すること。
- (4) その他都市計画マスタープランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は、12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 宇美町都市計画審議会の委員
- (4) 政策調整監の職にある町職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、都市計画マスタープラン策定のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱を定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この告示の施行後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。
(告示の失効)
- 3 この告示は、都市計画マスタープランを公表した翌日からその効力を失う。

宇美町都市計画マスタープラン策定委員会 名簿

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	辰巳 浩	福岡大学教授(工学博士)	委員長
関係行政機関	赤星 健太郎	福岡県建築都市部都市計画課長	
都市計画 審議会委員	安河内 武士	識見を有する者(商工会)	
	木村 隆晴	識見を有する者(司法書士)	
	平島 忠雄	識見を有する者(監査委員)	
	安川 利文	識見を有する者(農業委員会)	H26.7 まで
	加藤 貞二郎	識見を有する者(農業委員会)	H26.9 から
	垣内 京子	町議会の議員(総務文教常任委員会)	H26.3 まで
	飛賀 貴夫	町議会の議員(総務文教常任委員会)	〃
	西依 和彦	町議会の議員(建設厚生常任委員会)	〃
	鳴海 圭矢	町議会の議員(建設厚生常任委員会)	〃
	藤木 匠	町議会の議員(厚生文教常任委員会)	H26.4 から
	南里 正秀	町議会の議員(厚生文教常任委員会)	〃
	黒川 悟	町議会の議員(総務建設常任委員会)	〃
	時任 裕史	町議会の議員(総務建設常任委員会)	〃
町役場 政策調整監	田中 博之	総務課長(総務文教部門)	H26.3 まで
	吉岡 憲二郎	総務課長	H26.4 から

(敬称略・順不同)

宇美町都市計画マスタープラン庁内検討会議 名簿

担当課	職名	氏名	備考
	副町長	高場 英信	H26.7 から
総務課	安全安心担当課長	松田 久富	
総合政策経営課	課長	梅野 朋紀	
共働のまちづくり課	課長	安川 茂伸	
健康福祉課	課長	藤木 泰	
子育て支援課	課長	安川 忠行	
環境課	主幹	瓦田 浩一	
産業振興課	農林振興担当課長	太田 一男	H26.4 から
上下水道課	課長	藤木 史朗	
学校教育課	課長	安川 禎幸	H26.4 から
社会教育課	課長	中西 敏光	
都市整備課	課長	一木 孝敏	H26.7 から

(敬称略・順不同)

都市整備課事務局

主幹	山崎 秀則	H26.3 まで
主幹	前田 友博	H26.7 から
係長	久我 政克	
主査	飯野 晋介	

■ 用語解説

〔か行〕

河川空間

河川や河川敷一帯。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地法に基づき、傾斜度が30度以上などの一定の地形的条件で人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがあり、一定の行為を制限する必要がある地区について知事が指定する区域。

空間形成

道路や建物などを景観面や利用面などにおいて良好な状態にすること。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体となった自治体が対象となる区域、良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限などを定めた景観行政を進めるための基本的な計画。

景観形成

建物や自然などの目に映るものを良好な状態にすること。

建ぺい率

敷地面積に対する建築面積の割合。

交通結節点

鉄道駅、バスターミナルなど複数の交通手段(徒歩を含む)が集中的に結節し乗り継ぎが行われる場所。

交通結節機能

交通結節点において乗り継ぎなどを行う際に使用するもの。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

コミュニティバス

地方自治体が住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者の外出促進などを目的として、自らが主体的に運行を確保するバス。

〔さ行〕

砂防指定地

砂防法に基づき、治水上砂防のため砂防えん堤などの砂防設備が必要と判断される土地、または一定の行為を禁止、若しくは制限を行う必要がある土地について国土交通大臣が指定する区域。

市街地開発事業

都市計画法に基づき、一定のエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的、一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

資源循環型社会

使用されなくなった物品などの資源を再利用、再利用などすることにより、処分するものを極力減らし、環境への負担ができる限り低減された社会。

自然公園

自然公園法に基づき、優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園で、開発行為等が制限されている。

主要幹線道路

主として地方生活圏や主要な都市圏域の骨格を構成するとともに、地方生活圏を相互に連絡する道路。

浸水想定区域

対象河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

生活空間

日常生活に使用する場所。

生活利便施設

金融機関やスーパーマーケットなど日常生活にあると重宝する施設。

操業環境

機械などを動かして作業する周囲の状態。

〔た行〕

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理。

炭鉱住宅

炭鉱労働者やその家族が生活した住宅。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため指定された民有林で、開発行為等を制限する区域。

地区計画

公共施設の配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する地区レベルの都市計画。

道路空間

道路やその沿道一帯。

特定用途制限地域

都市計画法で定めることのできる地域地区の一つ。用途地域の指定のない土地(市街化調整区域を除く)において良好な環境を形成・保持するため、人の集中・騒音・振動などを発生させるおそれのある施設等の建設が制限される。

特別用途地区

都市計画で定めることのできる地域地区の一つで、用途地域内において特別の目的を持つ土地利用の増進と環境の保護等を図るために定める地区。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための「土地利用」、「都市施設の整備」及び「市街地開発事業」に関する計画。

都市計画区域

中心市街地から郊外の山林のある地域に至るまで、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、県が指定する。

都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画で決定された道路。

都市公園

都市の基盤的施設として都市計画で決定された公園・緑地、都市計画区域内の公園・緑地のうち地方公共団体が設置するものなど。

都市施設

道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に住民の生命などに危害が生ずるおそれがある区域で、当区域での土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、都道府県知事が指定する区域。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。

〔は行〕

パートナーシップ

2名以上が共同してものごとに取り組む関係。

ハザードマップ

大雨や地震発生時にかげ崩れや土石流が発生するおそれのある区域や、河川の氾濫により浸水が想定される区域などの危険箇所や避難場所などを示した地図。

パブリックコメント

公的な機関が計画などを策定しようとするときに、広く公に意見などを求める手続。

バリアフリー

高齢者や障がい者などの社会生活における物理的・制度的な障がい・障壁が取り除かれた状態。

福祉巡回バス（ハピネス号）

誰でも無料で利用することができる町内を巡回する福祉目的のバスで、町が民間事業者に運行を委託している。

福祉タクシー助成事業

介護が必要な方などがタクシーを利用する際の助成を町が行うもの。

保安林

森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため指定された森林で、開発行為などを制限する。

〔ま行〕

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

〔や行〕

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍・居住地の違いや、障がいの有無、能力の如何などを問わずに利用することができる施設、情報などのデザイン（設計）。

容積率

敷地面積に対する建築物の各階の床面積の合計の割合。

用途地域

都市計画法で定めることのできる地域地区の一つ。市街地のそれぞれの地域の土地利用誘導の方針に応じて、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

【ら行】

レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。

【わ行】

ワークショップ

多様な人たちが主体的に参加し、参加者同士の相互作用を通じて創造と学習を生み出す会合形態。

ワールドカフェ

カフェにいるようなリラックスした雰囲気の中で、参加者が少人数でグループごとに対話を行い、ときどき他のグループの参加者と入れ替わりながら話し合いを発展させていく会合形態。